

社会福祉法人小百合会

役員 評議員 名簿

理事

役職	氏名	充足要件
理事長	石井 尚	学識経験者
理事	石井 征雄	法人設立者
理事	伊藤 倫博	地域福祉関係者
理事	浦田 好智	地域福祉関係者
理事	山岸 道子	地域福祉関係者
理事	山本 龍男	地域福祉関係者

以上 理事 6名

監事

監事	今村 泰之	学識経験者
監事	佐藤 恵子	地域福祉関係者

以上 監事 2名

評議員

評議員	相原 洋二	学識経験者
評議員	伊藤 武比古	地域福祉関係者
評議員	大西 芳子	地域福祉関係者
評議員	古塩 美恵子	地域福祉関係者

以上 評議員 4名

社会福祉法人小百合会
役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人小百合会の役員及び評議員の業務執行に当り、業務の執行の実態に基づき報酬を支給するために定めるものである。

(役員及び評議員の業務執行と報酬)

第2条 理事長及び業務執行理事が、法人の経営並びに事業・施設の運営のために業務執行に当たったときは、別表1により報酬を支給するものとする。

2、監事及び評議員が、当該業務執行に当たったときは、別表2により報酬を支給するものとする。

3、理事長及び業務執行理事以外の理事が、法人の経営並びに事業・施設の運営のために業務執行に当たったときは、別表3により報酬を支給するものとする。

(報酬の清算)

第3条 役員等が業務執行に当たったとき、その業務に従事した時間・日数を換算し、清算することが出来る。

(特例)

第4条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に理事長が定める。

附則 この規程は、平成29年8月15日より施行する。

別表1

名称	報酬額(月額)
理事長の活動等の報酬	50,000円
業務執行理事の報酬	100,000円

別表2

名称	報酬額(1時間当り)限度額
監事	5,000円
評議員	5,000円

別表3

名称	報酬額(1時間当り)限度額
理事長及び業務執行理事以外の理事	5,000円

以上